

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年3月8日	有限会社イースター(法人 番号8290002033177)代表 者別城俊行	本社営業所	輸送施設の使用停止 (240日車) 文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和5年3月10日、監査実施。13件の違 反が認められた。(1)運送引受書の交付 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、 (2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24 条第1項～第3項)、(3)点呼の記録又は点 呼の記録保存違反(運輸規則第24条第5 項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸 規則第24条第5項)、(5)業務の記録又は 業務の記録保存違反(運輸規則第25条 第1項、第2項、第4項)、(6)業務の記録事 項義務違反(運輸規則第25条第1項、第2 項、第4項)、(7)運行記録計による記録又 は運行記録計による記録保存違反(運輸 規則第26条第1項)、(8)運行指示書の記 載事項義務違反(運輸規則第28条の2第 1項)、(9)運行指示書の保存義務違反(運 輸規則第28条の2第2項)、(10)乗務員等 台帳の記載事項等義務違反(運輸規則 第37条第1項)、(11)運転者に対する指導 監督違反(運輸規則第38条第1項)、(12) 運転者に対する指導監督の記録記載事 項義務違反(運輸規則第38条第1項)、 (13)整備管理者の研修受講義務違反(運 輸規則第46条)	24	24	24	24
	福岡県大川市幡保66-7	福岡県大川市三丸1436-9							